

総務課・循環型社会推進室

1. 環境再生・資源循環局の組織、予算

環境再生・資源循環局の組織 (令和2年7月30日現在)		
環境再生・資源循環局 局長:森山	次長:松澤	審議官:土居
総務課 課長:中尾 ○環境再生・資源循環局の所掌事務に関する総合調整 ○環境の保全に関する基本的な政策の企画立案・推進(廃棄物の排出抑制・適正処理、清掃、資源再利用促進に係るものに限る。) ○広域臨海環境整備センターの行う業務に関すること 他		
循環型社会推進室 室長:富安 ○循環型社会形成推進基本計画に関すること ○循環型社会白書の作成に関すること ○循環産業の国際展開に関すること	リサイクル推進室 室長:富安 ○廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関する事務のうち、廃棄物の再生に関すること ○環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準、指針、方針、計画の策定等に関すること	
廃棄物適正処理推進課 課長:名倉 ○一般廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関すること(災害廃棄物の適正処理及び処理基準を除く) ○環境の保全の観点からの下水道の終末処理場の維持及び管理に関する基準及び規制等 ○環境再生・資源循環局の所掌事務に関する技術の開発及び普及に関する事務の総括 他		
浄化槽推進室 室長:相澤 ○浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に関すること	放射性物質汚染廃棄物対策室 室長:吉野 ○事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の適正処理に関すること	(処理施設の整備及び管理を除く)
廃棄物規制課 課長:神谷 ○特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関すること ○産業廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関すること(PCB、支障の除去を除く) ○廃棄物の処理に関する基準に関すること 他		
環境再生事業担当参事官室 参事官:川又 ○環境の保全に関する基本的な政策の企画・立案、推進(事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関することに限る。) ○環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整(事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関することに限る。) 他		
除染業務室 室長:大倉 ○除染に係る国際協力・広報、除去土壌の処分基準の策定、森林除染等に関すること	災害廃棄物対策室 室長:名倉 ○災害廃棄物の適正処理に関すること	不法投棄原状回復事業対策室 室長:神谷 ○不法投棄の原状回復
特定廃棄物対策担当参事官室 参事官:則久、企画官:馬場 ○特定廃棄物(放射性物質汚染対処特措法の第20条に規定する特定廃棄物をいう。)の適正な処理に関すること(環境再生施設整備担当参事官の所掌に属するものを除く。)		
環境再生施設整備担当参事官室 参事官:鮎川 ○中間貯蔵施設の整備及び運営、保全その他の管理に関すること 他	PCB適正処理室 室長:神谷 ○PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関すること	
放射性物質汚染対処技術参事官室 参事官:渡邊 ○事故由来放射性物質による環境の汚染の対処に係る技術に関する事務の総括に関すること		

令和2年度 環境省 予算の概要

(単位:億円)

	令和元年度 当初予算額	令和元年度 第2次補正 予算案	令和2年度	
			当初予算案	対前年比
【一般会計】				
一般政策経費等	1,609	1,213	1,644 →うち当局分536(省予算の33%)	102%
【エネルギー対策特別会計】				
エネルギー対策 特別会計	1,706	32	1,748 →うち当局分398(省予算の23%)	102%
【小 計】				
一般会計+エネ特	3,315	1,245	3,392	102%
【東日本大震災復興特別会計】				
(復興庁一括計上)	5,560	1,594	6,782 →うち当局分6,700(省予算の99%)	122%
【合 計】				
合 計	8,874	2,839	10,174 →うち当局分7,634(省予算の75%)	115%

2. 循環型社会形成の推進について

(1) 循環型社会形成推進基本計画の策定について

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本法第15条の規定に基づき、政府は循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）を策定している。循環基本計画はおおむね5年ごとに見直すこととされており、平成25年5月の第三次循環基本計画閣議決定から5年近くが経過したため、平成30年6月19日に第四次循環基本計画を閣議決定した。構成としては、

1. 持続可能な社会づくりとの統合的取組
（環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上）
 2. 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
 3. ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
 4. 適正処理の更なる推進と環境再生
 5. 万全な災害廃棄物処理体制の構築
 6. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
 7. 循環分野における技術開発、人材育成、情報発信等
- の7項目に基づき策定した。

これらの方向性の実現に向けて、おおむね2025年における数値目標を設定するとともに、国が講ずべき施策を示している。

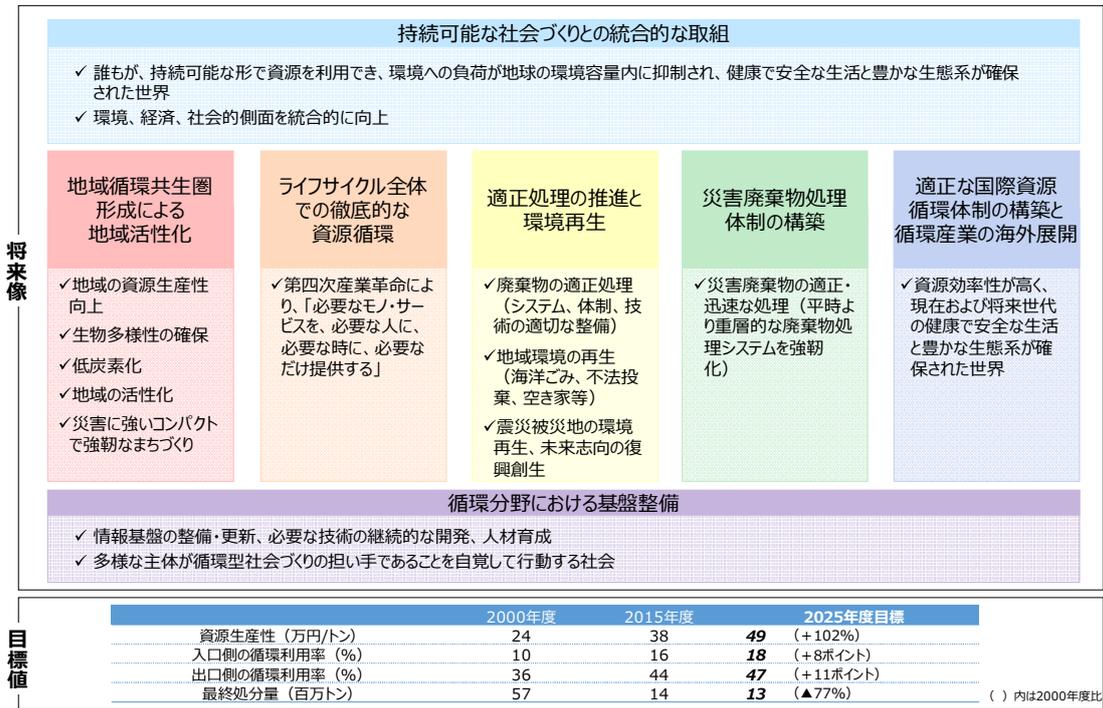
地方公共団体におかれても、第四次循環基本計画及び本文に記載した「各主体の役割」のうち「地方公共団体に期待される役割」等を踏まえた施策展開をお願いしたい。

<参考資料>

循環型社会形成推進基本計画

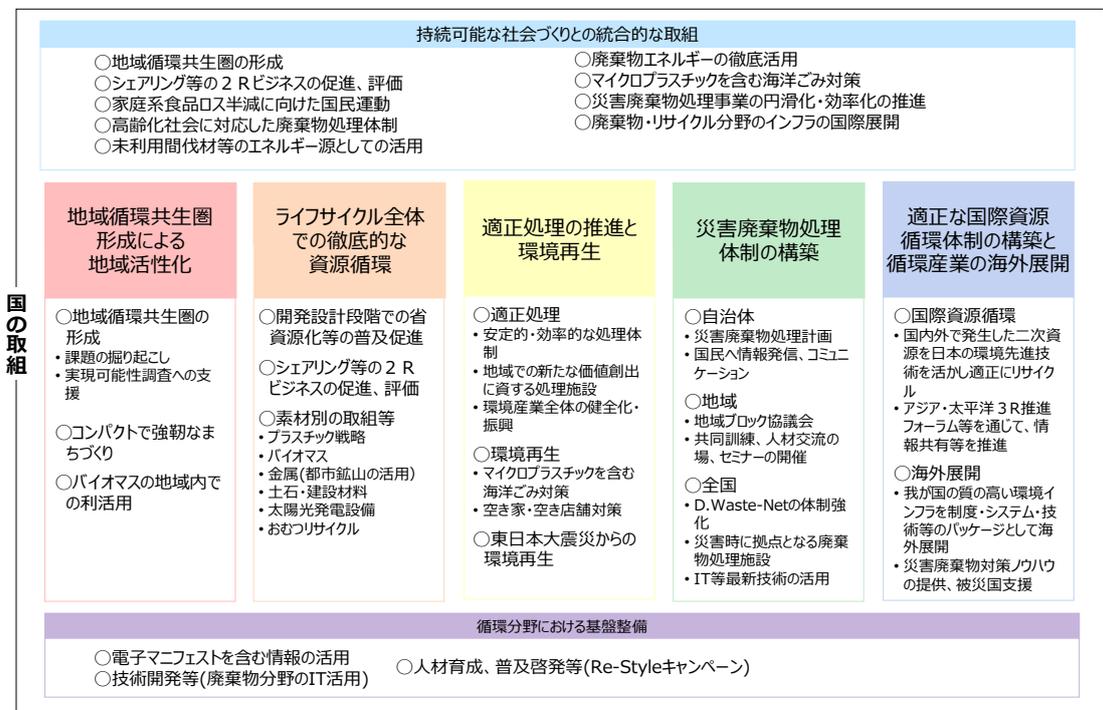
<http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html>

第四次循環型社会形成推進基本計画に定める将来像・目標値



目標値

第四次循環型社会形成推進基本計画における国の取組



国の取組

(2) 「地域循環共生圏」の形成推進について

平成 28 年度から、エネルギー対策特別会計を活用し、地域の既存リソースを持続的に活用し資源生産性向上、地域経済の活性化を図る取組の実現可能性調査を支援している。今年度は「地域の多様な課題に応える脱炭素型地域づくりモデル形成事業」の一部として「地域の循環資源を活用した地域の脱炭素化を推進する事業の実現可能性調査支援」の公募を行ったところである。これまでに採択された取組を参考としつつ、地域循環共生圏形成による地域活性化を図っていただくとともに、来年度の本支援事業についても積極的な御活用を検討いただきたい。

<参考資料>

令和 2 年度（2020 年度）エネルギー対策特別会計予算（案）補助金・委託費等事業（事業概要）：脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業（一部総務省・経済産業省・国土交通省連携事業）（1）－①【エネ特】

<http://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/energy-taisakutokubetsu-kaikeir02/matr02-01-03f.pdf>

（このうち、「各地域の既存リソースを持続的に活用し、地域の資源生産性向上、地域経済の活性化を図る地域づくりを実現するための事業検討の支援」が循環分野における補助事業である。）

(3) 積極的な情報発信等による行動喚起の促進

循環型社会の構築には、企業活動や国民のライフスタイルにおいて3Rの取組が浸透し、恒常的な活動や行動として定着していく必要がある。

そのため、国や地方公共団体、民間企業等が密接に連携し、社会や国民に向けて3Rの意識醸成、行動喚起を促す継続的な情報発信等の活動が不可欠。今年6月に公表した「環境・循環型社会・生物多様性白書」では、循環型社会の基本的な考え方を振り返り、循環型社会の実現に向けた課題を整理するとともに、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、①地域循環共生圏の形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生等を記述した。白書は、環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/>) にも掲載しているので、廃棄物・リサイクル関係法の施行状況や各種データとともに学校やコミュニティなどでの循環型社会形成に向けた地域学習・普及啓発のために御活用願いたい。

国民の取組推進に向けた直接的なアプローチとしては、第四次循環基本計画に基づき“限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。”をキーメッセージとした“Re-Style”を展開している。

同事業では、循環型社会のライフスタイルを“Re-Style”と提唱し、資源の重要性や3Rへの共感、行動喚起等を目指したWebサイト (<http://www.re-style.env.go.jp/>) による情報発信と、イベントや店頭展開などの取組を平行して実施している

今年度も、引き続き、コアターゲットである若年層の関心カテゴリー(歌、動画、ダンス等)に着目したコンテンツを発信していくとともに、認知と共感、行動喚起を促進する“Re-Style FES!”を全国で開催し、さらに消費者向け3R行動喚起事業「選ぼう！3Rキャンペーン」を全国のスーパー、ドラッグストア等にて実施する予定である。

上記の各事業等に対して、地方公共団体から管下の県民、市民等への告知・参加促進等の御助力・御協力をお願いしたい。



今年度も10月の3R推進月間に合わせて、3R推進全国大会を10月に和歌山県にて開催する予定である。

今後とも3Rに関する情報発信や態度変容に向けた行動喚起について地方公共団体の御協力をお願いしたい。

※ 3R活動推進フォーラム

我が国でごみゼロ社会作りに取り組んできた「ごみゼロパートナーシップ会議」が、その機能を拡充・発展し、平成18年1月、新たに「3R活動推進フォーラム」として発足した。

同フォーラムは、会員による3Rの取組をさらに進めるほか、会員相互の連携した活動の展開など、幅広い関係者のパートナーシップの下で、国内での3Rと循環型社会づくりの具体的活動を進めるとともに、我が国での経験と成果を世界に向けて発信していくこととしている。上記全国大会のほか、セミナー、3R促進ポスターコンクール、関係団体との各種連携事業、循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰の推薦などを実施している。

すでに全都道府県を含め73の地方自治体に同フォーラムに参加いただいているが、自治体会員については、会費を免除しており、これを機に同フォーラム (<https://3r-forum.jp/>) への積極的な参画・協力をお願いしたい。

3. 3Rイニシアティブ推進と循環産業の国際展開支援

(1) 3Rイニシアティブの国際的な展開－1

グローバルな経済成長と人口増加に伴い、廃棄物の発生量が急増している。また、リサイクルなどを目的にした循環資源の国際移動に伴う環境汚染などが懸念されている。新興国では、リサイクル制度の整備が不十分であったり、運用面で課題があったりする例も存在する。こうした状況において、我が国は、国内における廃棄物・リサイクル対策の実績を基に、国際的な循環型社会の構築に向けて積極的に貢献していく必要がある。

こうした中、平成16年のG8シーアイランドサミット（米国）において、我が国の提案を受け、3Rを国際的に推進する「3Rイニシアティブ」の開始が合意された。その後も、平成20年のG8神戸環境大臣会合における「神戸3R行動計画」の合意、それに基づく平成23年の「G8及びOECD諸国における資源生産性」の報告書発表、同年の国連持続可能な開発委員会の会期間会合（CSD19）で設立が指示された「地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ」の発足等、国際的な3Rの取組が進んできた。

平成27年の国連サミットにおいては、地球サミット（平成4年）で採択されたアジェンダ21及びリオ+20（平成24年）での決定事項や、ミレニアム開発目標（MDGs）の評価を踏まえ、2030アジェンダが採択された。アジェンダで掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）では17のGoalを設定しており、そのうちGoal12（持続可能な消費と生産）では、その細目として「12.2 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する」、「12.3 小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」、「12.5 廃棄物の発生防止、削減、再生利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」が掲げられている。我が国としても、循環型社会を形成することで、2030年までにこれらの目標を達成していく必要がある。

(2) 3Rイニシアティブの国際的な展開－2

平成27年のG7エルマウサミット（ドイツ）では、首脳宣言の中で資源効率性が取り上げられ、産業界、公的部門、研究機関、消費者等のステークホルダーがベストプラクティスを共有するフォーラムとして、「資源効率性のためのG7アライアンス」が設立された。同アライアンスは、議長国が主導してワークショップを開催することとしており、設立以降毎年ワークショップが開

催されている。

平成 28 年に開催された G 7 富山環境大臣会合においては、国連環境計画 (UNEP) 国際資源パネル (IRP) による統合報告書と、それを補完する OECD による政策ガイダンスが発表された。UNEP-IRP の統合報告書には、資源効率性の向上は、パリ協定や持続可能な 2030 アジェンダの実現にとって不可欠であるとともに、経済成長や雇用の創出にも寄与するといった内容が盛り込まれている。

なお、UNEP-IRP は天然資源の利用による環境への影響の科学的評価等を行うパネルとして平成 19 年に創設され、金属のリサイクル率、天然資源の利用やその環境に対する影響と経済成長との間のデカップリングなど、世界の資源管理に関する科学的報告を発出している。

さらに、G 7 富山環境大臣会合においては、コミュニケ附属書として「富山物質循環フレームワーク」が採択された。同フレームワークでは、G 7 として「共通のビジョン」を掲げ、協力して具体的な「野心的な行動」に取り組むこととしている。SDGs 及びパリ協定の実施に向けて国際的に協調して資源効率性や 3 R に取り組むという強い意志を示した、世界の先進事例ともいえるべき国際的枠組となっている。

翌年の平成 29 年 6 月には、G 7 ボローニャ環境大臣会合のコミュニケ附属書として「ボローニャ・5 ヶ年ロードマップ」が採択された。同ロードマップは、富山物質循環フレームワークを踏まえ、G 7 各国が率先して実行すべき具体的な行動が示された。

平成 30 年 6 月にカナダ・ケベック州にて開催された G 7 シャルルボワ・サミットにおいて発出されたコミュニケにおいては、「健全な海洋及び強靱な沿岸部コミュニティのためのシャルルボワ・ブループリント」を承認し、海洋の知識を向上し、持続可能な海洋と漁業を促進し、強靱な沿岸及び沿岸コミュニティを支援し、海洋プラスチックごみやその他の海洋ごみに対処するとされた。

令和元年 5 月の G 7 メッス環境大臣会合のコミュニケでは、資源効率性に関する政策の重要性を認識するとともに、企業が果たす重要な役割を強調し、民間部門及び社会全体で資源効率性を促進するための適切な施策、アプローチ、及びパートナーシップを確立することを目指すこととされた。

G 7 のみならず G20 の枠組みでも、具体的な 3 R の取組が始まりつつある。平成 29 年 7 月の G20 ハンブルクサミット (ドイツ) の首脳宣言では、「G20 資源効率性対話」の設立が合意された。本対話では、ライフサイクル全体にわたる天然資源利用の効率性、持続可能性の向上や持続可能な消費生産形態の促進に向け、グッド・プラクティスや各国の経験を共有することとしており、同年 11 月にベルリン (ドイツ) で設立総会が開催され、平成 30 年 8 月には

プエルト・イグアス（アルゼンチン）で第2回会合が開催された。

令和元年6月に軽井沢で開催された関係閣僚会合では、G20資源効率性対話における取組を評価し、日本が議長国を務める同対話の会合で同対話のロードマップを作成することに合意した。同月に大阪で開催されたサミットの成果文書「G20大阪宣言」には、資源効率性向上が、SDGs達成、及び、広範な環境問題に対処し、競争力及び経済成長を向上し、資源を持続可能な方法で管理し、雇用を創出することに貢献することへの認識と、上記ロードマップ策定への期待が盛り込まれた。同年10月には関係閣僚会合のフォローアップとして、G20資源効率性対話・G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組フォローアップ会合及び関連イベントが開催され、関係閣僚会合にて合意されたG20海洋プラスチックごみ対策実施枠組に基づき、第1回目の各国の対策・優良事例について報告・共有を行い、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向け、相互学習等を通じた対策・施策の推進を確認した。同会合成果として、各国の対策・優良事例に関する報告書及び資源効率性に関するロードマップ、今後の取組等に関する議長サマリーが策定された。

また、平成29年にヘルシンキ（フィンランド）で開催された世界循環経済フォーラムを、平成30年10月22日～23日に、日本国環境省及びフィンランド政府イノベーション基金（SITRA）の主催の下、「世界循環経済フォーラム（WCEF）2018」として横浜で開催した。本フォーラムでは、64か国、1,000名以上の方々が参加する中、循環経済に関する世界中の好事例の紹介や、SDGsの達成に向けた循環経済の役割等について議論が行われた。

今後、「富山物質循環フレームワーク」や「ボローニャ・5ヶ年ロードマップ」、G20の成果等、国際的な議論を踏まえ、我が国の循環型社会に係る政策を進めていく必要がある。

（3） アジア太平洋地域における3Rイニシアティブ

アジア太平洋地域における国際的な取組も進んでいる。

平成21年に、アジアの途上国における廃棄物の適正処理や3Rの推進による循環型社会構築に向けて、各国政府、国際機関、援助機関といった多様な関係者が協調して取り組む基盤となる「アジア3R推進フォーラム」が、我が国の提唱により設立された。同フォーラムの下で、政府間会合の定期的開催によるハイレベルによる政策対話の実施、各国の3Rプロジェクト実施への国際機関の支援推進などが進められている。

第2回会合（平成22年、マレーシア）、第3回会合（平成23年、シンガポール）を経て、平成25年3月にハノイ（ベトナム）で開催された第4回会合

では、2013年から2023年におけるアジアの持続可能な3R目標を明記した「ハノイ3R宣言」を採択した。第5回会合（平成26年、インドネシア）からは、「アジア太平洋3R推進フォーラム」に名称を改め、第6回会合（平成27年、モルディブ）、第7回会合（平成28年、オーストラリア）と開催を継続してきた。第8回会合では、アジア・太平洋地域の3Rに関する情報を取りまとめた「アジア・太平洋3R白書」が発表された。第9回会合は、「自足経済に向けた手段としての3R－持続可能な開発目標に対する示唆－」を全体テーマに、平成31年3月にバンコク（タイ）で開催され、約40か国から、大臣・副大臣級をはじめ、国際機関及び援助機関、民間企業、NGOなどから500名程度が参加した。本会合においては、3R及び循環経済によるプラスチックごみ汚染防止に向けた「バンコク3R宣言」が採択された。

このようにアジア太平洋3R推進フォーラムは、アジア・太平洋各国における3R推進による循環型社会の構築に向け、幅広い関係者の協力の基盤となっている。

また、平成29年11月にマニラで開催された日ASEAN首脳会議においては、安倍晋三首相より「日ASEAN環境協力イニシアティブ」が提唱され、ASEAN諸国から幅広い支持を得た。このイニシアティブは、ASEAN地域でのSDGs達成に向け、これまでの協力を抜本的に強化推進し、質の高い環境インフラの普及と様々な分野での環境協力プロジェクトを包括的かつ重層的に促進することとしており、その優先分野の一つとして、廃棄物・リサイクル分野が挙げられている。平成30年11月にシンガポールで開催されたASEAN+3首脳会議においては、安倍首相より「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」を提唱し、各国から歓迎を受けた。本イニシアティブは、日中韓の連携の下、3Rや廃棄物処理に係る能力構築及びインフラ整備、国別行動計画策定支援等について、ASEAN諸国を支援するとともに、海洋プラスチックごみ問題に係る意識啓発や科学的知見の充実・共有等の域内協力を進めるものであり、令和元年度11月タイ、バンコクで行われた日ASEAN首脳会談においても、その進捗に歓迎の意が示された。現在、これらのイニシアティブの下、ASEAN諸国との協力を進めるとともに、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）への資金拠出を通じ、同センターを事務局とする海洋プラスチックごみナレッジセンターの立ち上げを表明するなど、ASEAN各国の廃棄物管理に関する意思決定の支援を行っている。

(4) アフリカにおける3Rイニシアティブ

アフリカについては、平成29年4月に我が国の他アフリカ24か国や国際機関から150名以上がマプト（モザンビーク）に集まり、「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」を設立した。本プラットフォームは、アフリカ開発会議（TICAD）VIにおける廃棄物セミナー（平成28年）での議論を踏まえて、環境省、国際協力機構（JICA）、UNEP、国際連合人間居住計画（UN-HABITAT）及び横浜市のイニシアティブにより設立されたものである。都市の廃棄物に関する知見・経験の共有や、アフリカやその他の地域における中央政府、地方自治体、研究機関、民間部門などのネットワーキングの促進を行い、廃棄物管理への投資を促し、アフリカ各国における廃棄物管理の政策優先順位を上げることで、SDGsの目標年である2030年に「きれいな街と健康な暮らし」がアフリカで実現することを目指している。

平成30年6月には、ラバト（モロッコ）で第1回全体会合を開催し、アフリカの32か国、38都市、関係者含め、合計250名以上の参加を得て、モロッコにおける廃棄物管理、SDGsの達成に向けたデータ収集や官民連携、アフリカにおけるファイナンスや、本年8月に横浜にて開催予定のTICAD7へ向けた行動計画等について議論を行った。平成30年10月にはTICAD閣僚会合サイドイベントを東京にて開催し、同プラットフォームの活動の重要性や、その成果をTICAD7にインプットしていく方向性について、認識の共有がなされた。

令和元年8月26日～27日には、TICAD7の公式サイドイベントとして第2回全体会合を横浜で開催し、アフリカ38か国の参加を含む約400名が参加した。本会合では、「レジリエントな都市の実現に向けた持続可能な廃棄物管理」をテーマに、アフリカ諸国が直面する廃棄物管理の課題に関する発表・意見交換や、アフリカ各国からの参加者にアフリカでの事業展開に関心を有する日本企業を紹介するセッション等を行うと共に、ハイレベルセッションで表明された取組等を踏まえて、本会合の成果文書としてACCPの今後の活動の方向性を示す「ACCP横浜行動指針」が採択され、TICAD7にインプットされた。今後とも、同プラットフォームを通じ、アフリカ諸国への支援を進めていく予定である。

(5) 廃棄物・リサイクル分野のインフラ輸出戦略

途上国においては、経済成長によりもたらされる廃棄物問題や公害問題の影響を回避するために、先進国の教訓を活かし、優れたインフラを早期に導入・普及することにより公害被害や対策のコストを減らし、トータルの環境対策のコストを最小化する「一足飛び型」の発展を目指す必要がある。

内閣官房長官を議長とした経協インフラ戦略会議で決定された「インフラシステム輸出戦略」（平成 29 年度改訂版）において、従来からの気候変動の緩和分野に加え、廃棄物分野が位置づけられたのを踏まえ、平成 29 年 7 月、環境省において、インフラシステム輸出戦略の環境関連部分を具体的かつ総合的に進めるために「環境インフラ海外展開基本戦略」を策定した。

環境インフラ海外展開基本戦略の主要な取組は、以下のとおりである。

1. 二国間政策対話、地域内フォーラム等を活用したトップセールスの実施
2. 制度から技術、ファイナンスまでのパッケージ支援とその経済的社会的効果の発信
3. 民間企業、自治体、関係省庁や国内外の援助機関等と連携した実施体制の強化

この他、廃棄物・リサイクル分野を含む六つの具体的分野と地域別の実施方針を盛り込んでいる。

この戦略において、廃棄物・リサイクル分野における分野別アクションとしては、日本事業者による実現可能性調査（Feasibility Study ; FS）支援及びモデル事業、二国間合同委員会を通じた、質の高い技術の導入の環境整備やファイナンスモデルの開発・適用、住民理解形成や廃棄物処理・リサイクル施設の計画・入札・設計・運営に至るまでの研修、多国間での協力基盤の場の設定・活用、高度な技術の導入による長期的な環境負荷低減・経済効果分析及び地域の循環産業基礎データの整備・発信を進めることとしている。

さらに平成 30 年 6 月 7 日には「インフラシステム輸出戦略（平成 29 年度改訂版）」に基づき、環境分野及びリサイクル分野の海外展開戦略を策定するとともに、同日には「インフラシステム輸出戦略（平成 30 年度改訂版）」も決定された。

「インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版）」及び「成長戦略（2019 年）」においても引き続き循環産業の国際展開の推進が掲げられる等、環境インフラの海外展開は益々重要になっている。今後、こうした戦略等を基に、我が国の質の高いインフラの海外展開を進め、途上国の環境改善促進に貢献していくこととしている。自治体の皆様におかれても、循環産業の海外展開に向け、是非御協力をお願いしたい。

(6) 廃棄物・リサイクル分野における国際協力の取組

環境省では、国際的な3Rイニシアティブやインフラ輸出戦略を踏まえ、国際協力や我が国循環産業の海外展開支援を行っている。取組の中では、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル技術と制度のパッケージとしての提供を進めている。

インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ミャンマー等のアジア諸国をはじめとして進めている二国間協力の例としては、以下のものがある。

制度整備等の支援の例としては、タイとの間では産業廃棄物の輸送に関する実施基準の整備や産業廃棄物のリサイクルガイドラインの作成等の支援を行っている。マレーシアとの間では廃棄物発電技術選定ガイドラインの策定支援を、インドネシアとの間では廃棄物発電導入を包括的にサポートする支援プログラムを、それぞれ実施している。さらにベトナムやフィリピンとの間でも毎年政策対話を実施している。

そのほか、新たな取組として、「環境インフラ海外展開基本戦略」において、途上国において「ジャパン環境ウィーク」を設定し、政務またはハイレベルも出席して我が国の環境技術等を紹介することが挙げられる。「ジャパン環境ウィーク」の初の取組である、平成30年1月の「日本・ミャンマー環境ウィーク」、2回目となる平成31年1月9日～11日の「日本・ベトナム環境ウィーク」に引き続き、令和2年1月14日～16日には「日本・タイ環境ウィーク」を開催した。開催期間中、佐藤ゆかり環境副大臣とタイ天然資源環境大臣との「日本・タイ環境政策対話」、我が国企業参加の下、環境ソリューションを紹介する「環境ソリューションセミナー」を実施した。環境インフラの普及に向けて、環境技術を、幅広くタイの政府・自治体・民間企業に紹介した。

さらに環境省では、廃棄物・リサイクル分野の国際協力として、JICAによる開発途上国への専門家派遣、開発途上国からの研修員の受入れ、JICAの実施する調査等についても必要な協力を行っている。JICAの実施する専門家養成研修への積極的な参加についても御協力をお願いする。

訪日研修としては、我が国循環産業海外展開事業化促進のための研修に、アジア諸国やケニア、ブラジル等世界各国より平成26年度から令和元年度にかけて合計延べ230名が参加した。

また、我が国の循環産業とその技術を活かすためのシステム、並びに廃棄物処理・3R制度についての知見等をパッケージとして国際展開することにより、循環型社会構築を世界規模で推進し、日本経済の活性化にも貢献することを目的として、環境省では「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」を

行っている。具体的には、国際展開計画事業についての実現可能性調査（Feasibility Study ; FS）等への支援、海外情報の収集と国内事業者への提供、我が国循環産業及び技術に関する海外への情報発信等を行っている。

アジア・アフリカをはじめとした開発途上国においては、我が国の自治体が有する、廃棄物処理計画等の計画策定や住民の合意形成等に関する経験やノウハウが求められている。また、我が国循環産業の海外展開支援のためには、国家間の協力、事業者による努力だけでなく、自治体の取組との連携及び相手国との自治体間連携を図っていくことが有効である。今後とも各自治体の御協力をお願いしたい。

環境省の廃棄物分野における国際協力と循環産業の国際展開支援

- ・ 途上国の廃棄物発生量は今後とも増加。不適切な廃棄物の管理は、生命や生活に大きな影響。
- ・ 一方、我が国は、優れた廃棄物処理・リサイクル技術と制度を築き上げてきた。

成長戦略、骨太の方針及びインフラシステム輸出戦略において、廃棄物処理のノウハウ・技術の国際展開が位置付けられる等、政府として廃棄物処理の国際展開を推進。

- ・ **我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル技術と制度をパッケージとして提供**

<p>1 二国間協力 制度整備等の支援例</p> <p>【ベトナム】廃棄物管理及び3Rに関する 合同委員会の開催</p> <p>【フィリピン】廃棄物発電施設導入ガイドライン策定支援等</p> <p>【モザンビーク】2019年2月、土地・環境・農村開発省と都市廃棄物分野における協力覚書を締結</p> 	<p>【主な取組状況】</p> <p>ミャンマー・ヤンゴン市におけるJCM資金 支援事業による廃棄物焼却発電施設の 設計・建設</p> <p>・焼却炉(60 t/日処理規模)が2017年 4月に竣工。</p> <p>マレーシアにおける廃棄物発電技術ガイドラインの作成支援</p> <p>インドネシアでの廃棄物発電導入支援プログラム</p> <p>・廃棄物発電に係る技術ガイドライン策定、ビジネスモデル確立、 訪日研修実施及び日尼合同委員会開催等、包括的な支援 を提供。</p> <p>「アフリカのきれいな街プラットフォーム」</p> <p>・環境省・JICAが事務局となり、知見の共有とネット ワーキング等を行うプラットフォーム。2017年4月27 日に設立。2019年8月に、TICAD 7に合わせ、 横浜にて第2回全体会合を開催。</p>   
<p>2 多国間協力 アジア太平洋3R推進フォーラム</p> <p>・第9回会合を2019年3月4日～6日 ヒバコク（タイ）にて開催。</p> <p>・アジア諸国・太平洋島嶼国等（約40か国）の大臣・副大臣 級、国際機関及び援助機関など500名程度が参加。</p> 	

4. 大阪湾フェニックス計画について

大都市圏における廃棄物の最終処分場の確保は、極めて困難となっているため、都府県の区域を越えた広域的な最終処分場を港湾区域内の海面に整備する広域廃棄物埋立処理場計画（フェニックス計画）を国土交通省と共同で推進している。

近畿圏においては、廃棄物を取り巻く状況の変化に対応するとともに、最終処分場の確保が困難な状況にある自治体が増加していることから、2府4県にまたがる「大阪湾フェニックス計画」が推進されており、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）において、平成元年度から広域処理対象区域（現在168市町村を指定）内で排出される廃棄物の最終処分を行っている。近畿2府4県において発生する一般廃棄物の最終処分量の約6割、産業廃棄物の最終処分量の約3割を受け入れ、近畿圏における廃棄物の安定的な処分のため重要な機能を果たしている。

平成30年度末には、現在稼働している4つの処分場を合わせた計画容量の約82%が埋め立てられており、新たな埋立処分場の確保が課題となるなか、現在、フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業を実施するため、環境影響評価法に基づく手続きが進められており、令和元年度は、環境影響評価準備書の作成に着手し、今年度も継続する予定。

災害廃棄物の受入れについては、平成7年の阪神・淡路大震災による災害廃棄物を約280万トン受け入れ、平成16年の台風23号による災害廃棄物については、兵庫県下4市町から約2,400トンを受け入れ、平成25年の淡路島地震による災害廃棄物については、約2万6,000トンを受け入れており、災害復興にも大きく貢献している。今後、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合の広域的な廃棄物処理体制について検討を進めていく中で、災害廃棄物の処分場等の確保という観点も踏まえ、海面処分場の役割に対する社会的要請を考慮する必要があるとあり、令和元年度は、大阪湾圏域における大規模災害に備えた廃棄物処理業務継続のための計画、減災対策、連携協力体制等の基本条件の検討を行った。

今後も引き続き、廃棄物の圏域外への広域移動を抑制しつつ、廃棄物の発生抑制、減量化を図るなどにより可能な限り処分場の延命化に努める必要があるため、関係府県におかれては管下市町村等関係機関に対する積極的な指導及び本事業への協力をお願いする。